

## 証明にあたって事業主様へ

貴事業所又は事務所に勤務していた者から、この証明方請求があった場合には、次により証明願います。

### 1. 証明が必要な理由

この証明書は、独立行政法人農業者年金基金法に規定する短期被用者年金期間、特定被用者年金期間、農林漁業団体役員期間、農業法人構成員期間又は特例事業所期間に該当するか否かを確認するために必要なものです。

独立行政法人農業者年金基金法により、当該被保険者が被用者年金の被保険者となり、法令に定める一定要件に該当する場合、その期間を農業者年金に再加入する際又は年金を受給する際に必要な資格期間として通算することになってはいますが、この通算される期間をその要件に応じて短期被用者年金期間、特定被用者年金期間、農林漁業団体役員期間、農業法人構成員期間又は特例事業所期間といいます。

### 2. 証明方法

- (1) 労働基準法に規定する「労働者名簿」及び「賃金台帳」、人事院規則で規定する「職員別給与簿」及び厚生年金保険法に規定する「保険料控除の計算書」、又は資格に関する確認決定通知書等及び被用者年金制度に加入していたことを確認できる書類から勤務期間を記入してください。

(1)、(2)及び(3)欄の年月日を記入するときは、該当する元号を○で囲んでください。

なお、現に事業所又は事務所に勤務している者については証明する場合には、備考欄に「令和〇〇年〇〇月〇〇日現在在勤中」と記入してください。

- (2) 前記(1)の事実を確認できる当該事業所、事務所又は法人の代表者が署名してください。

大きな事業所等で本社等で一括して社会保険に適用されている場合においても、確認できるときには、本社等の代表者でなくても、たとえば、支店長、工場長等個々の事業所等の代表者で差し支えありません(必ずしも、社長等でなくても結構です。)

併せて、担当部署、担当者氏名、電話番号を記入してください。